

安八郡広域連合介護予防・日常生活支援総合事業

事業所説明資料

初版	平成29年10月
第2版	平成30年1月
第3版	平成30年5月

安八郡広域連合業務係

※本資料は、現行相当サービスから基準緩和型（サービスA）へ切替えに伴う介護予防・日常生活支援総合事業に係る実施内容であり、今後変更が生じる場合があります。

<第2版の変更箇所>

- ・12ページ…基準「単価」の「通所型サービスA（基準緩和）」欄中、「【補則】（以下、文章省略）」を追加。
- ・14ページ…サービス項目「1013」「1017」「1021」の名称中、「1月につき10回まで」を「1月につき8回まで」に変更。
- ・14ページ…サービス項目「1014」「1018」「1022」の名称中、「1月につき18回まで」を「1月につき16回まで」に変更。
- ・14ページ…サービス項目「1015」「1019」「1023」の名称中、「1月につき5回まで」を「1月につき4回まで」に変更。
- ・14ページ…サービス項目「1016」「1020」「1024」の名称中、「1月につき9回まで」を「1月につき8回まで」に変更。

<第3版の変更箇所>

- ・9～10ページ…基準「単価」中、「。岐阜県内の岐阜市と大垣市を除く（以下文章省略）」を削除。
- ・12ページ…基準「単価」中、「。岐阜県内の岐阜市と大垣市を除く（以下文章省略）」を削除。

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の概要その1

制度改正において、地域支援事業の内容が見直され、

市区町村（広域連合を含む）は「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」といいます。）

を実施することとされた（介護保険法第115条の45第1項）。

市区町村が中心となって地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの

要支援者…掃除や買い物などの生活行為（IADL）の一部が難しくなっているが、排せつ、食事摂取などの身の回りの生活行為（ADL）は自立している方が多い。

そのためには、これまでの有する能力に応じた柔軟な支援を受けることで自立意欲の向上へ。

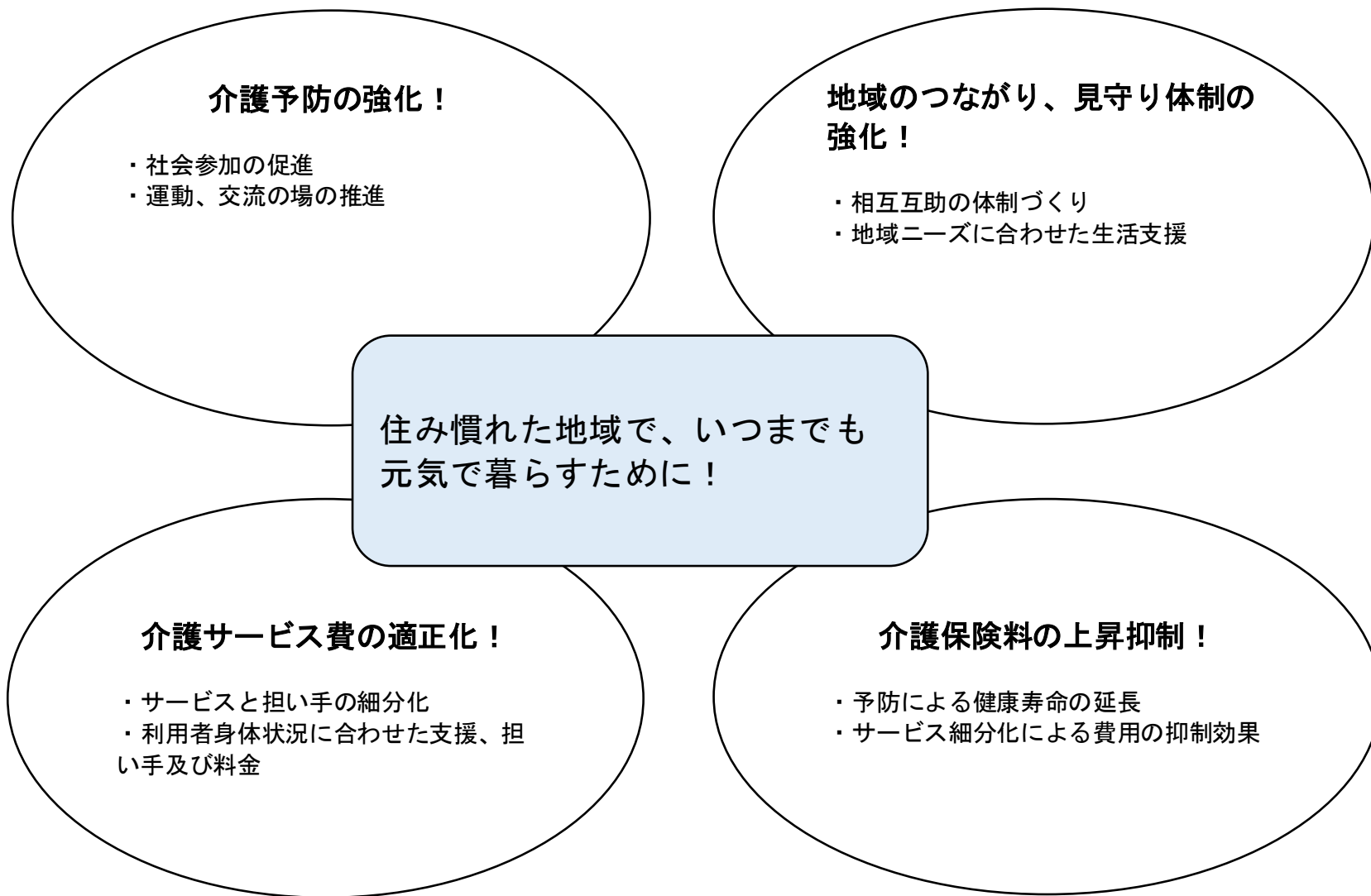
予防給付として提供されている全国一律の
「介護予防訪問介護相当」

「介護予防通所介護相当」

を市区町村が実施する新しい総合事業へ移行。

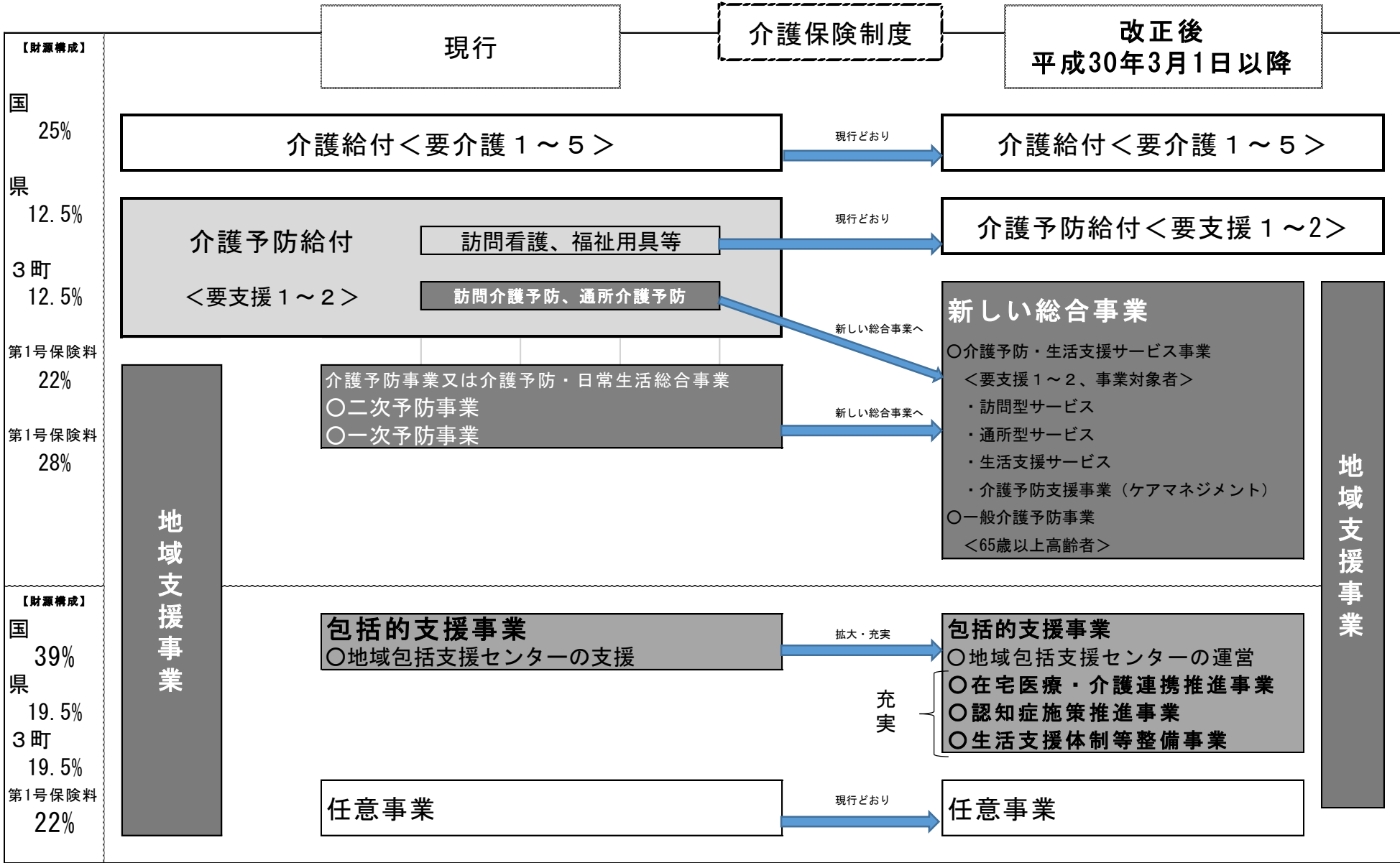
総合事業の目的

介護保険を持続可能な制度にし、住み慣れた地域で健康で暮らし続けるために…

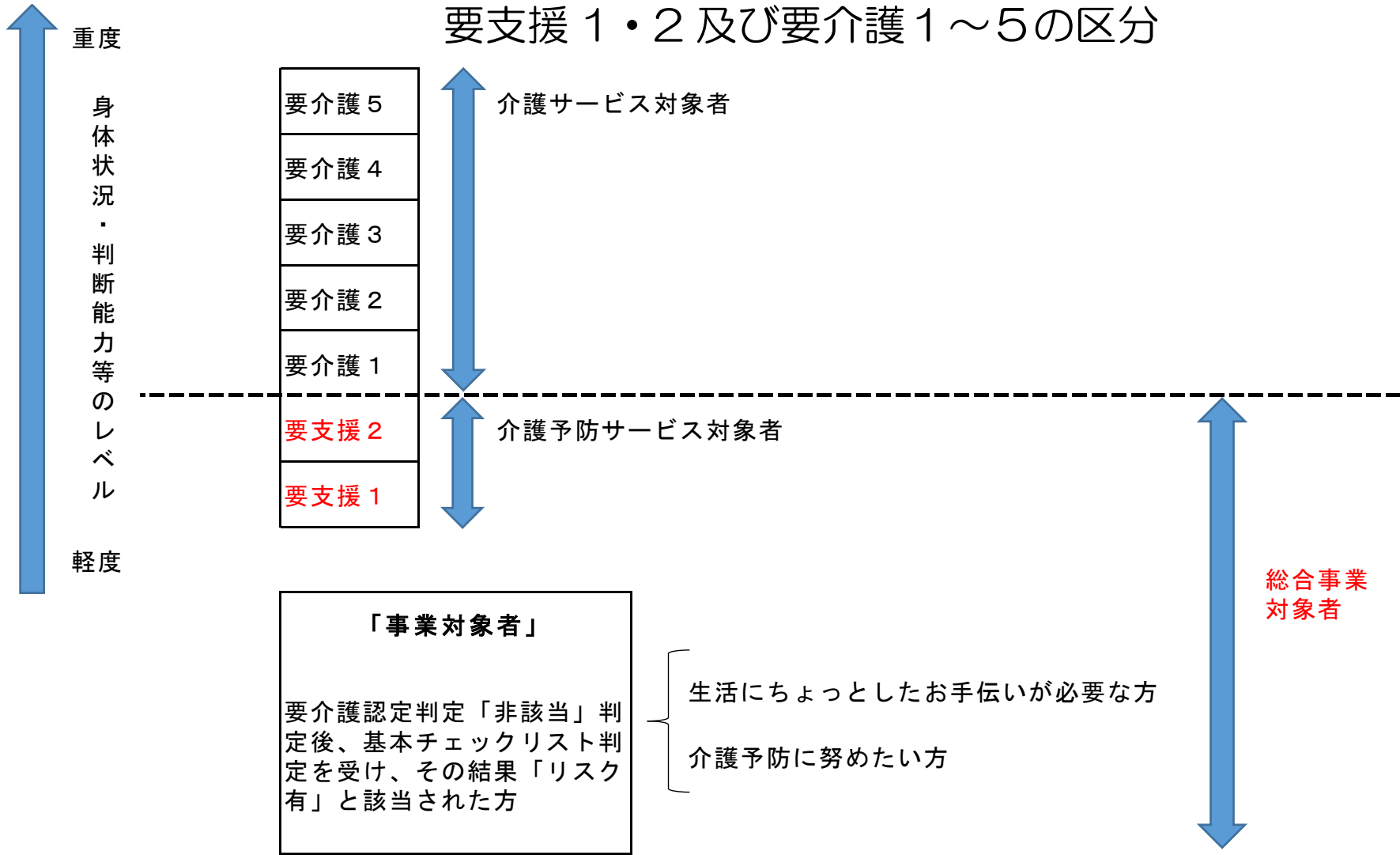


制度改正の背景には、増え続ける高齢化率や要介護認定率、それに伴う介護保険給付費の抑制対策

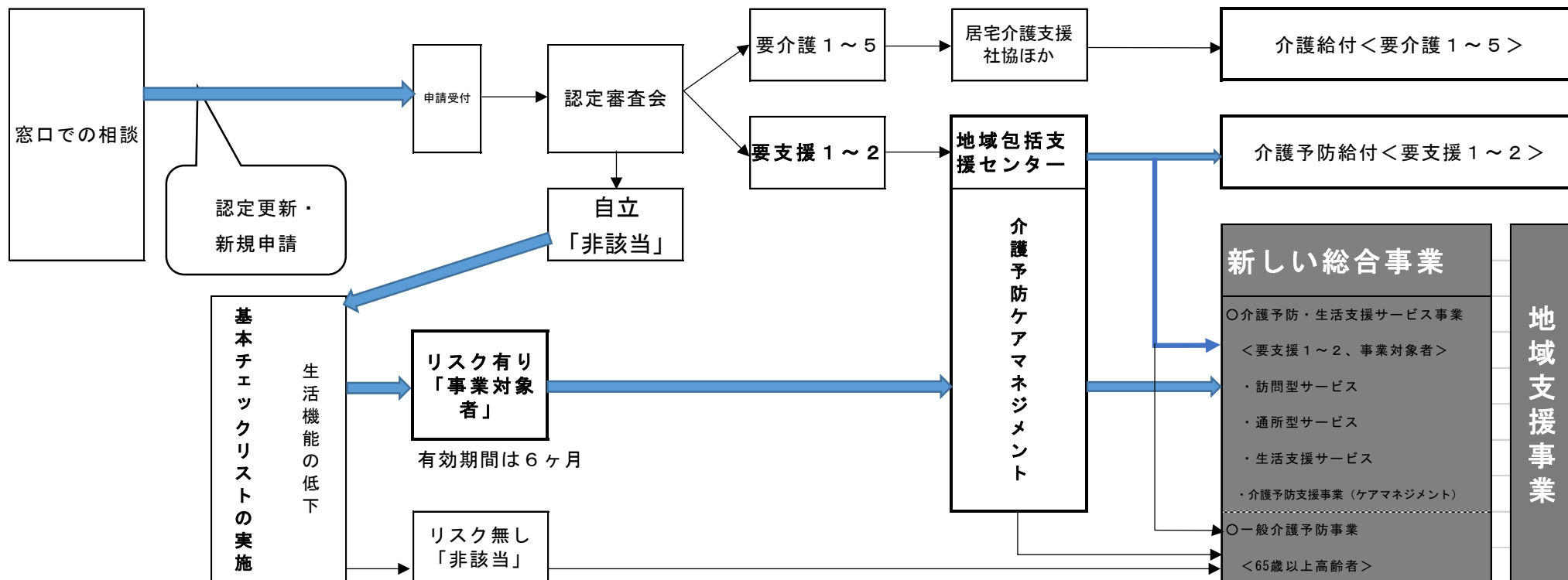
介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の概要その2



要支援 1・2 及び要介護 1～5 の区分



介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の概要その3



第2号被保険者（40～64歳）は基本チェックリスト実施の対象外。

要支援者は、ア) 予防給付のみ、イ) 予防給付と総合事業 のどちらかを選択。

基本チェックリストによる基準

基本チェックリスト				
氏名		生年月日		
住所				
希望するサービス内容		訪問サービス	通所サービス	
No.	質問項目	回答	特点	
暮らしぶり1	1 バスや電車で1人で外出していますか	0 はい 1 いいえ		
	2 日用品の買い物をしていますか	0 はい 1 いいえ		
	3 預貯金の出し入れをしていますか	0 はい 1 いいえ		
	4 友人の家を訪ねていますか	0 はい 1 いいえ		
	5 家族や友人の相談にのっていますか	0 はい 1 いいえ		
		No.1~5の合計		
運動器関係	6 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0 はい 1 いいえ		
	7 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がってますか	0 はい 1 いいえ		
	8 15分位続けて歩いていますか	0 はい 1 いいえ		
	9 この1年間に転んだことがありますか	0 はい 1 いいえ		
	10 転倒に対する不安は大きいですか	0 はい 1 いいえ		
		No.6~10の合計	3点以上	
栄養・口腔機能等の関係	11 6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少はありましたか	0 はい 1 いいえ		
	12 身長(cm) 体重(kg) (*BMI18.5未満なら該当) *BMI (=体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m))	0 はい 1 いいえ		
			No.11~12の合計	2点以上
	13 半年前に比べて堅いものが食べにくくなりましたか	0 はい 1 いいえ		
	14 お茶や汁物等でむせることがありますか	0 はい 1 いいえ		
15 口の渇きが気になりますか	0 はい 1 いいえ			
		No.13~15の合計	2点以上	
暮らしぶり2	16 友人の家を訪ねていますか	0 はい 1 いいえ	1点	
	17 家族や友人の相談にのっていますか	0 はい 1 いいえ		
	18 周りの人から「いつも同じ事を聞く」など	0 はい 1 いいえ		
	19 この1年間に転んだことがありますか	0 はい 1 いいえ		
	20 転倒に対する不安は大きいですか	0 はい 1 いいえ		
		No.18~20の合計	1点以上	
		No.1~20の合計	10点以上	
こころ	21 (ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	0 はい 1 いいえ		
	22 (ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	0 はい 1 いいえ		
	23 (ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	0 はい 1 いいえ		
	24 (ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	0 はい 1 いいえ		
	25 (ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	0 はい 1 いいえ		
		No.21~25の合計	2点以上	

《事業対象者に該当する基準》

- ① 質問項目No.1~20まで 10点以上
- ② 質問項目No.6~10まで 3点以上
- ③ 質問項目No.11~12まで 2点以上
- ④ 質問項目No.13~15まで 2点以上
- ⑤ 質問項目No.16のみ 1点
- ⑥ 質問項目No.18~20まで 1点以上
- ⑦ 質問項目No.21~25まで 2点以上

①~⑦のうち、基準の一つでも該当すれば、「事業対象者」

総合事業移行後の構成

構成	国のガイドライン	現行サービス（事業）の位置づけ等
介護給付		→ 従来どおり
介護予防給付		→ 介護予防訪問介護相当、介護予防通所介護相当以外は従来どおり
地域支援事業		
	介護予防・生活支援サービス事業	
	訪問型サービス	
	現行の訪問介護相当	① 訪問介護 → 平成30年3月1日に訪問型サービスAへ切替え
	多様なサービス	② 訪問型サービスA (基準緩和型) → 平成30年3月1日開始 民間事業者
		③ 訪問型サービスB (住民主体型) → -
		④ 訪問型サービスC (短期集中型) → -
		⑤ 訪問型サービスD (移動支援) → -
		通所型サービス
	現行の通所介護相当	① 通所介護 → 平成30年3月1日に通所型サービスAへ切替え
	多様なサービス	② 通所型サービスA (基準緩和型) → 平成30年3月1日開始 民間事業者
		③ 通所型サービスB (住民主体型) → -
		④ 通所型サービスC (短期集中型) → -
		その他の生活支援
		① 栄養改善を目的とした配食 → 従来どおり
		② 住民ボランティアが行う見守り → 従来どおり
		③ 訪問型サービス、通所型サービスに準ずる自立型サービスに資する生活支援 → (※社協「ワンコインサービス」に相当)
	介護予防ケアマネジメント	→ 事業対象者のみ、平成30年3月1日開始
	一般介護予防事業	
		① 介護予防把握事業 → 基本チェックリストの実施
		② 介護予防普及啓発事業 → 各構成町で介護予防教室の開催
		③ 地域介護予防活動支援事業 → 各構成町でボランティア養成講座の開催
		④ 一般介護予防事業評価事業 → -
		⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業 → -

訪問型サービスの基準及び単価その2

基準	現行相当	訪問型サービスA（基準緩和）
時期	平成30年3月1日に、「現行相当」⇒「訪問型サービスA」へ切替え。	
人員	<p>現行どおり</p> <p>①管理者（※1）：常勤・専従1以上</p> <p>②訪問介護員：常勤換算2.5以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>③サービス提供責任者：常勤の訪問介護員のうち、利用者40人に1人以上（※3） 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】</p>	<p>①管理者：管理者（※1）：専従1以上 （<u>常勤を緩和。</u>）</p> <p>②<u>従事者</u>：1以上の必要数（<u>2.5を緩和</u>） 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者または<u>一定の研修受講者</u>（※2）】</p> <p>③サービス提供責任者：従事者のうち、利用者40人に1人以上（※3） 【資格要件：左記に同じ】</p>
	<p>※1…支障がない場合、他の業務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> <p>※2…旧ホームヘルパー3級の研修修了者</p> <p>※3…一部非常勤職員も可能。</p>	
設備	<p>現行どおり</p> <p>（①事業の運営に必要な必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品）</p>	同左

運営	<p>現行どおり</p> <p>(①運営規定等の説明・同意、②提供拒否の禁止、③訪問介護員の清潔の保持・健康状態の管理、④秘密保持等、⑤事故発生時の対応⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 他)</p>	同左
単価	<p>現行どおり、月額報酬</p> <p>週1回…1,168単位/月(≒266単位/回)</p> <p>週2回…2,335単位/月(≒270単位/回)</p> <p>週3回以上…3,704単位/月(≒285単位/回)</p> <p>◎各種加算あり</p> <p>1単位=10.00円(地域区分「その他」)</p>	<p>1回あたりの単価報酬</p> <p>250単位/回</p> <p>(現行相当:266単位/回の約94%)</p> <p>週1回まで…事業対象者</p> <p>週2回まで…要支援1</p> <p>週3回まで…要支援2</p> <p>※週1回…1月に4回まで利用可</p> <p>※週2回…1月に8回まで利用可</p> <p>※週3回…1月に12回まで利用可</p> <p>◎各種加算なし</p>
請求方法	現行どおり、『給付管理票』も添付。	<p>同左</p> <p>ただし請求コードは「総合事業専用」使用サービス「A3」を使用</p>

サービス内容	現行どおり	<p>45分間の家事援助と身体介助。</p> <p>「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計発第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知。以下「老計第10号」という。）の「1身体介護」中「1-6 自立生活支援のための見守りの援助」と「2家事援助」。</p> <p>※訪問介護員といった有資格者が加わってサービス提供する場合は、自己負担として300円加算。</p>
手続方法	<p>①平成27年3月時点で「指定介護予防訪問（通所）介護」の指定（以下「みなし指定」という。）を受けている事業者 平成30年4月以降の登録申請が必要⇒平成30年1月15日までに更新申請書を提出</p> <p>②平成27年4月以降に「指定介護予防訪問（通所）介護」の指定を受けた事業者 平成30年1月31日までに変更申請を提出</p> <p>※地域密着型（介護予防サービス）事業者指定指定（更新）申請書とは異なる。</p> <p>※総合事業の事業者指定がなし ⇒現行の介護予防訪問介護相当・通所介護相当の提供不可。</p> <p>※現行の介護予防訪問介護相当・通所介護相当は平成30年2月28日にて終了。</p> <p>※参入するには総合事業指定申請が必要。</p>	

通所型サービスの基準及び単価その3

基準	現行相当	通所型サービスA（基準緩和）
時期	平成30年3月1日に、「現行相当」⇒「通所型サービスA」へ切替え。	
人員	<p>現行どおり</p> <p>①管理者（※1）：常勤・専従1以上</p> <p>②生活相談員：専従1以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</p> <p>③看護職員：専従1以上</p> <p>④介護職員：15人以下 専従1以上 16人以上 利用者1人につき 専従0.2以上</p> <p>⑤機能訓練指導員：1以上 【資格要件：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師のいずれか】</p>	<p>①管理者：管理者（※1）：専従1以上 （<u>常勤を緩和</u>）</p> <p>②生活相談員：専従1以上 （<u>管理者との兼務可に緩和</u>）</p> <p>③看護職員：<u>サービス内容に応じて適切に配置、基準緩和。</u></p> <p>④介護職員：15人以下 専従1以上 16人以上 利用者1人につき 専従0.2以上</p> <p>⑤機能訓練指導員：1以上 【資格要件：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師のいずれか】</p>
※1…支障がない場合、他の業務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。		

設備	<p>現行どおり</p> <p>(①食堂・機能訓練室：3㎡×利用定員以上 ②静養室・相談室・事務室、③消火設備その他の非常災害に必要な設備、④必要なその他の設備・備品)</p>	<p>①サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上)</p> <p>②消火設備その他の非常災害に必要な設備</p> <p>③利用者のプライバシー等に適切に配慮するなど、必要なその他の設備・備品 (3㎡の基準を緩和)</p>
運営	<p>現行どおり</p> <p>(①運営規定等の説明・同意、②提供拒否の禁止、③衛生管理、④秘密保持等、⑤事故発生時の対応、⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 他)</p>	同左
単価	<p>現行どおり、月額報酬</p> <p>週1回…1,647単位/月 (≒378単位/回)</p> <p>週2回…3,377単位/月 (≒389単位/回)</p>	<p>1回あたりの単価報酬</p> <p>360単位/回</p> <p>(現行相当:378単位/回の約95%)</p> <p>週1回まで…事業対象者、要支援1</p> <p>週2回まで…要支援2</p> <p>※週1回…1月に4回まで利用可</p> <p>※週2回…1月に8回まで利用可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・片道送迎は15単位/回加算 ・入浴60単位/回加算 <p>◎上記以外の加算なし</p>

	◎各種加算あり	【補則】 週1回利用の方が1月に5回、週2回利用の方が1月に9回それぞれ利用した場合は、「現行相当」の月額報酬を適用。また、片道送迎と入浴の各加算は算定せず。
	1単位＝10.00円（地域区分「その他」）	
請求方法	現行どおり、『給付管理票』も添付。	同左 ただし請求コードは「総合事業専用」使用サービス「A7」を使用
サービス内容	現行どおり（7時間程度）	<u>1回のうち2時間以上の介護予防プログラム実施</u> 「口腔機能向上」「運動機能向上」「栄養改善」「認知症予防」のうち少なくとも1つ以上 ※食事は実費。
手続方法	①平成27年3月時点で「指定介護予防訪問（通所）介護」の指定（以下「みなし指定」という。）を受けている事業者 平成30年4月以降の登録申請が必要⇒平成30年1月15日までに更新申請書を提出 ②平成27年4月以降に「指定介護予防訪問（通所）介護」の指定を受けた事業者 平成30年1月31日までに変更申請を提出 ※地域密着型（介護予防サービス）事業者指定指定（更新）申請書とは異なる。 ※総合事業の事業者指定がなし ⇒現行の介護予防訪問介護相当・通所介護相当の提供不可。 ※現行の介護予防訪問介護相当・通所介護相当は平成30年2月28日にて終了。 ※参入するには総合事業指定申請が必要。	

基本チェックリストによる「事業対象者」の被保険者証の場合

『要介護状態区分等』欄に「事業対象者」と記載。
 なお、要介護・要支援の認定を受けられた方は、従来どおり「要介護○」「要支援○」と記載。

「事業対象者」は、『認定年月日(※)』欄に日付け記載。また『認定の有効期間』欄に有効期間に日付け記載。
 なお、要介護・要支援の認定を受けられた方は、従来どおり記載。

介護保険被保険者証		要介護状態区分等		給付制限	
番号 住所 フリガナ 氏名 生年月日 性別 男・女 交付年月日		認定年月日※ 平成30年3月1日 認定の有効期間 平成30年3月1日 ~ 平成30年8月31日 区分支給限度基準額 居宅サービス等 1月当たり (うち種類支給限度基準額) サービスの種類 種類支給限度基準額		内容 開始年月日 終了年月日 開始年月日 終了年月日 開始年月日 終了年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印 安八郡広域連合 岐阜県安八郡安八町中須410-1 電話 0584-63-2050		認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称 届出年月日 届出年月日 届出年月日	
				介護保険施設等 種類 入所等年月日 名称 退所等年月日 種類 入所等年月日 名称 退所等年月日	

※事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日

移行にあたっての重要事項

- ・平成30年3月1日、要支援1・2の方へ提供する介護予防訪問介護・通所介護は総合事業「訪問型サービスA」「通所型サービスA」に切替え。
- ・総合事業への移行にあたっては、報酬は月額の設定額報酬から1回当たりの単価へ変更。
- ・請求方法は従来どおり県国保連合会に行うが、サービスコード表は変更。
(訪問型は「A3」、通所型は「A7」を使用)
- ・請求については『給付管理票』も併せて添付。限度額管理を「予防給付＋総合事業」の一体的管理。
- ・平成27年3月31日時点で有効な指定をもつ「みなし指定」を受けている事業者は、平成30年4月以降の指定申請が必要。
- ・平成27年4月1日以降に指定を受けた事業者で、すでに総合事業指定申請を済ませている場合は、変更申請が必要。
- ・平成27年4月1日以降に指定を受けた事業者で、参入する場合は指定申請が必要。
- ・総合事業によるサービス提供には、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要。